

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	平成 年 月 日 横浜市長	※ 処理事項 通 信 日 付 印 確 認 印	送 信 年 月 日 通 信 日 付 印	認 認 印	申告年月日 年 月 日	※ 処理事項 整理番号 事務所区分 法人番号 申告区分
所在地 <small>横浜市が支店等の場合は本店所在地と併記</small>		この申告の基礎 1. 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 平成 年 月 日法人税の更正、決定、再更正による。				
(ふりがな) 解散法人名	(電話)) 従前の事業種目	資本金の額 又は出資金の額				
(ふりがな) 清算人氏名印	経理責任者氏名	資本金等の額				

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の市民税の 申告書 ※

適 要	課 税 標 準	法 人 税 割 額
	十 億 百 万 千 円	税 額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
法人税法第68条(同法第144条を含む。)の規定による所得税額の控除額	②	
法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	③	
当期中の残余財産の一部配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	④	
還付法人税額等の額の控除額	⑤	
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②+③+④-⑤	⑥	0 0 0
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 $(\frac{⑥}{⑱} \times ⑲)$	⑦	0 0 0
外国の法人税等の額の控除額	⑧	
差引法人税割額 ⑥-⑧又は⑦-⑧	⑨	0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑩	0 0
当期中の残余財産の一部配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	⑪	0 0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪	⑫	0 0
均 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑬	月
等 円 $\times \frac{⑬}{12}$	⑭	0 0
割 既に納付の確定した均等割額	⑮	0 0
額 この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑮	⑯	0 0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑫+⑯	⑰	0 0

横浜市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準	横浜市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち横浜市分の従業者数
合 計			

区 名	コード	月数	従業者数	均等割額		
⑭				0 0	当期において残余財産の一部を分配した日	平成 年 月 日
				0 0		
計				0 0	法人税の申告書の種類	青色・その他
算				0 0		
の				0 0		
内				0 0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十 億 百 万 千 円
訳				0 0		
				0 0		